

No.	質問項目	質問内容	事務局 回答内容
1	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (1) 応募書類等の配布及び受付	P3 ■応募書類の送付方法 「書類は必ず下記送付先に郵送してください。(持参による提出は認めません。)」とありますが、印刷物等のボリュームが多い場合は、郵便法における「郵送」ではなく宅配便等でお送りしてもよろしいでしょうか。	一般的な手段分類として記載しており、 宅配便等でも問題ございません。
2	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類	P3 ■応募書類 「以下の応募書類AからEまでを記録した電子媒体 (CD-R等) 2枚を提出してください。」との記載があります。その内容は正・副の違がなく全く同一の内容を記録すればよろしいでしょうか。	内容は正・副の違がなく全く同一の内容を記録してください。 そのうえで、ラベル等で正・副の区別をつけていただけますと幸いです。
3	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類	P3 ■応募書類 「以下の応募書類AからEまでを記録した電子媒体 (CD-R等) 2枚を提出してください。」との記載があります。各種提出書類には押印が求められている資料が幾つございませうが、電子媒体 (CD-R等) に格納するファイルには押印がされなくとも問題ないでしょうか。提出する印刷物の元となったPDFファイル等を格納する想定をしております。	問題ございません。
4	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類	P3 ■応募書類 提案資料内に企業名・企業ロゴの記載が禁止という記載がございますが、サービス名の明記は可能でしょうか。	製品名・サービス名に企業名が含まれるケースがあり、提案者を特定できる文言として禁止となります。 (「本製品」や「本サービス」、「提案するサービス」などと記載してください)
5	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類	P3 ■【企画提案書 (様式2)】の提出方法 他の書類と同様にA4ファイルに綴って提出する、というイメージで相違ないでしょうか。もしくは (様式2) 以外をA4ファイルに綴り、(様式2) は別途単体で提出する、というイメージになりますでしょうか。	他の書類と同様にA4ファイルに綴って提出してください。 (なお、様式2の1ページ目には応募事業者名が入りますので、事務局にて確認作業の後、選定委員に送付する際は全社マスキングをいたうえで送付しております。)
6	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類 ■02-1 応募書類 (様式1～様式7)	P3 ■応募書類 各種資料に「応募金額提案書」と「入札価格提案書」といった類似の書類名が登場しますが、これらは同一の文書でしょうか。	申し訳ございません。様式3の「応募金額提案書」と「入札価格提案書」は同一の文書を指します。
7	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類	P3 ■応募書類 「オ 誓約書 (参加資格関係)」「カ 誓約書 (暴力団排除条例)」については、正本、副本へ綴ることも指示されておらず、電子媒体 (CD-R等) への記録も指示されておられません。どのように提出すべきでしょうか。	パンチ穴を空けず別途提出いただくか、正本に綴ってください。
8	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類	P3 ■応募書類 「カ 誓約書 (暴力団排除条例) (様式9:1部)」との記載があります。使用する様式は「様式9その1 (元請負人用)」のみでよろしいでしょうか。(「様式9その2 (下請人等用)」については、公募要領に特段の定めがないことから使用しない認識です。)	下請人がいない場合は、「様式9その1 (元請負人用)」のみを提出してください。
9	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (5) その他	P4 ■応募書類 「企画提案書の上限は、60ページ(様式2、表紙、目次を除く)とします。」との記載があります。中表紙、中間目次、背表紙はページ数にカウントすべきでしょうか。	中表紙、中間目次は企画提案書の一部としてカウントします。 背表紙は表紙の一部としてカウントしません。
10	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (5) その他	P4 ■応募書類 「応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。」との記載があります。 正本に綴るべきは「4 応募の手続き (2) 応募書類」に「正本1部」と明記されている資料 (つまり、応募申込書、企画提案書、応募金額提案書) のみでよろしいでしょうか。	共同企業体での参加でなければ、ご認識の通りで構いません。
11	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (5) その他	P4 ■応募書類 「応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。」との記載があります。しかしながら、他の記載内容からは「正本1セット」と「副本8セット」とも解釈できます。提出すべき正本は「1セット」で確定だと存じますが、副本は「1セット」でしょうか「8セット」でしょうか。	企画提案公募要領P3の通り 副本は8セット必要 であり、そのうちA4ファイルに綴って提出する必要があるのは正本1部と副本1部です。 イ 企画提案書、ウ 応募金額提案書 (入札価格提案書) の 副本は選定委員会で使用するため、7セット追加で提出いただく必要がありますが、郵送中にバラバラにならないようクリップ等で固定してあれば、ファイルに綴ることは必須ではありません。
12	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (5) その他	P4 ■応募書類 「応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。」との記載があります。 副本に綴るべきは「4 応募の手続き (2) 応募書類」に「副本8部」と明記されている資料 (つまり、企画提案書、応募金額提案書) のみでよろしいでしょうか。	企画提案公募要領P3の通り 副本は8セット必要 であり、そのうちA4ファイルに綴って提出する必要があるのは正本1部と副本1部です。 イ 企画提案書、ウ 応募金額提案書 (入札価格提案書) の 副本は選定委員会で使用するため、7セット追加で提出いただく必要がありますが、郵送中にバラバラにならないようクリップ等で固定してあれば、ファイルに綴ることは必須ではありません。
13	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (5) その他	P4 ■応募書類 「応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。」との記載があります。 「正本1部」「副本8部」と記載されていない資料は、正本A4ファイルにも、副本A4ファイルにも綴らなくてよろしいでしょうか。	構いません。 パンチ穴を空けず別途提出いただくか、正本に綴ってください。
14	■企画提案公募要領 4 応募の手続き (5) その他	P4 ■応募書類 「※副本のファイルは、企業名や企業ロゴ等、提案者を特定できる文言の使用を禁じます。」との記載があります。しかしながら、副本ファイルに「様式2」を挟み込んだ時点で企業名等が明確化されるかと存じます。その点につきましては、特に問題は無いのでしょうか。	問題ありません。 選定委員に送付する際は全社白色マスキングをいたうえで送付しております。
15	■企画提案公募要領 6 審査の方法 (1) 審査方法	P4 ■審査方法 「評価項目の区分で「-」としている項目は、書類審査により採点いたします。」との記載があります。つまり「評価項目の区分で「-」としている項目」は、書類のみで評価され、「評価項目の区分で「プレゼン」としている項目」は、「(プレゼンは企画提案書に基づき説明を)との旨の記載があることから」書類とプレゼンの双方で評価されると認識いたしました。認識の相違はございませんでしょうか。	ご認識の通りです。
16	■企画提案公募要領 6 審査の方法 (1) 審査方法	P5 ■審査方法 「プレゼンテーション審査は令和5年5月23日(火)を予定していますが、日程は変更になる可能性があります。」との記載があります。日程が確定されるタイミングはいつでしょうか。	令和5年5月23日(火)で確定しました。 万一、天災等でやむを得ず変更になる場合は連絡させていただきます。
17	■02-1 応募書類 (様式1～様式7) 様式2 企画提案書	- ■様式2 企画提案書の記載方法 「企画提案書」には具体的にどのような内容を記載すべきでしょうか。「電子契約システム導入・提供業務 企画提案書」といった一般的な名称ではなく、その提案内容のアピールポイントを端的に表現した固有の名称を記載することをお求めでしょうか。	「電子契約システム導入・提供業務」 でお願いいたします。
18	■02-1 応募書類 (様式1～様式7) 様式2 企画提案書	- ■様式2 企画提案書の記載方法 「※提案を求める項目を記載してください。」との記載があります。具体的にどのような内容を記載すべきかのイメージが湧きません。どのような内容を記載すれば良いか、追加の説明をお願いできますでしょうか。	定めはありませんが、一般的にはPowerPoint等で企画提案書を作成いただいたうえ、 様式2の2ページ目は目次・見出しとして記載いただいているケースが多いです。
19	■02-1 応募書類 (様式1～様式7) 様式2 企画提案書	- ■様式2 企画提案書の記載方法 「別途提案書の様式を定めてもかまいません。」との記載があります。 その解釈としては以下のどれに該当しますでしょうか。いずれにも該当しない場合は、正しい解釈をご教示ください。 【解釈1】様式2の1ページ目を頭紙として温存し、以降のページは独自の様式 (例えばパワーポイント等) で提案書を作成して良い。 【解釈2】企画提案書に独自の様式を採用した場合、様式2の1ページ目すら不要。(つまり様式2自体が全て不要) 【解釈3】企画提案書 (の本編) と様式2は別物であり、企画提案書を独自の様式 (例えばパワーポイント等) で作成したとしても、様式2の2ページ目は必要である (企画提案書のサマリー等を記載すべき)。	以下に該当します。 【解釈1】様式2の1ページ目を頭紙として温存し、以降のページは独自の様式 (例えばパワーポイント等) で提案書を作成して良い。 一般的にはPowerPoint等で企画提案書を作成いただいたうえ、様式2の2ページ目は目次・見出しとして記載いただいているケースが多いですが、2ページ目はなくても構いません。

No.	質問項目	質問内容	事務局 回答内容
20	■02-2 応募書類（様式8） 誓約書	- ■入札参加資格停止等の措置に関する扱い 一部の参加団体様が「債務不履行」「入札参加資格停止等の措置等に該当」等のご判断をされた場合、当該参加団体様との契約のみに限らず、他の参加団体様との契約も遡求して無効になると見込んでよろしいでしょうか。（共同調達の実質上、そのように見込んでおります。）	共同調達の性質上、大阪府または参加団体のうち1団体でも入札参加資格停止等の措置等に該当する場合は公募参加資格を満たしません。選定委員会の開催までに参加団体に該当がないか事前に確認いたします。
21	■03_調達仕様書 2 基本事項（1）入札価格	P5 ■最低価格 『②参加団体がそれぞれに設定している予定価格をすべて下回る範囲で提案すること』と記載がありますが、各参加団体ごとに最低価格の設定はありますでしょうか。	最低価格の設定はありません。 ただし、「06_評価項目」の1（1）に記載の通り、供給に要する費用を著しく下回らないと貴社が説明できる範囲で提案をお願いします。なお、1円入札などあまりに極端な価格の場合は、選定委員会からは是正を求め、是正後の価格で採点を行う場合があります。
22	■03_調達仕様書 2 基本事項（2）スケジュール	P5 ■スケジュールの提案 仕様書に記載の項目②において『参加団体が希望するサービス利用開始日（サービスの利用期間の初日）に間に合うよう、参加団体の負担が少ない方法で実現可能なスケジュールが組まれていると望ましい。』と記載がありますが、こちらにつきましては【利用開始日までに、参加団体が本番契約にて本サービスを利用できる体制が整っていること】というイメージで相違はないでしょうか。	ご認識の通りですが、導入期間としてサービス利用開始日の前日までに初期構築・導入時支援を完了している必要があります。参加団体が事業者選定直後の利用開始日を希望している場合など物理的に対応が間に合わない場合は最短のスケジュールを提案してください。 ※ただし、その場合も、入札価格は必ず別紙「参加団体情報」で示すサービス利用期間通りで算出したものを提案してください。
23	■03_調達仕様書 2 基本事項（3）業務実施体制	P6 ■業務実施体制の提案 本項目に記載の『プロジェクトマネージャー』の提案方法について【各参加団体ごとに1名ずつ、プロジェクトマネージャーとプロジェクトリーダーを設定（合計2名）】もしくは【すべての参加団体共通のプロジェクトマネージャーが1名、かつプロジェクトリーダーが各参加団体ごとに1名ずつ設定】どちらが想定されますでしょうか。 本提案において、1名がプロジェクトマネージャーとプロジェクトリーダーの兼務をすることは可能ですでしょうか。	指定はありません。 よって、プロジェクトマネージャーは参加団体毎に1名ずつでも、数団体毎に1名でも、すべての参加団体共有で1名でも構いません。 また、プロジェクトマネージャーとプロジェクトリーダーの兼務も妨げませんが、充実した業務実施体制が否かは審査の対象となります。
24	■03_調達仕様書 3 機能要件（2）必須要件	P7 ■建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準の扱い 「建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合していること」との記載があります。 本サービスが当該基準に適合しているかどうかの判断は、本サービス提供事業者の主張のみでは不十分であり、正確性を期すためには、第三者からの客観的な判断を示す必要があると考えます。そのためには、グレーゾーン解消制度において、宛先として本サービスの運営事業者の名称が明記された「回答書」を提示する等の公的な証明が必要かと存じます。認識に相違ございませんでしょうか。	仕様上、グレーゾーン解消制度の「回答書」を提示する等の公的な証明までは求めていません（審査の匿名性の観点から、企業名の入った回答書の添付は不要です）。回答が得られている場合は、その旨を提案いただければと考えております。
25	■03_調達仕様書 3 機能要件（2）必須要件	P7 ■建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準の扱い 「建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合していること」との記載があります。各参加団体様から、その証拠の提出を求められた場合、それに従う必要があるかと認識しております。認識に相違ございませんでしょうか。	仕様上どのように適合しているか説明いただく必要はあるかと思えます。
26	■03_調達仕様書 3 機能要件（2）必須要件	P8 ■個人事業主 今回、契約相手方に関して具体的な明記がなかったのですが、当社サービスは、法人格を有する者、もしくは実務所を保有し、業歴のある個人事業者のみが利用できる仕組みとなっております。その為、個人の方は利用できません。 今回の電子契約における契約相手方は個人の方の利用も含めたサービスになりますでしょうか。 その場合、当社は参加資格を有しないという形になりますでしょうか。	参加団体が本システムを利用して個人事業主と契約締結するケースは想定しています。どのようなケースで利用できないのか、代替措置の有無や理由も含めて具体的に提案してください。 なお、仕様上は本ケースにおいて、参加資格を有しないとはなりません。
27	■04_機能要件一覧表 1 立会人型電子契約	- ■同一の契約名 機能要件一覧表 項目1のイ)における同一の契約名で複数の契約相手方と契約可能かという所ですが、同一の契約名とはどういったケースを想定されておりますでしょうか。 1つの契約書を複数社間での契約行為でしょうか	例えば、「〇〇駅前整備工事契約」の契約名でA社、B社、C社の3社と個別に契約締結するケースを想定しています。
28	■05_参加団体情報	- ■消費税の扱い 各種費用は「税込」でしょうか「税別」でしょうか。	すべて「税込」です。
29	■06_評価項目 1 入札価格（1）入札価格	- ■入札価格 評価点の計算式につきまして、小数点以下の処理（小数点第一位を切り捨て、小数点第一位を四捨五入等）を含め、正確にご教示いただけますでしょうか。	小数点第2位を四捨五入します。
30	■06_評価項目 1 入札価格（1）入札価格	- ■入札価格 「供給に要する費用を著しく下回らない範囲で入札価格を提案」との指示があります。この意図としましては、主に不当廉売の抑止等かとお見受けしました。認識の相違はございませんでしょうか。	ご認識の通りです。選定委員会は法の適用判断を行う場ではありませんが、1円入札などあまりに極端な価格の場合は、選定委員会からは是正を求め、是正後の価格で採点を行う場合があります。
31	■06_評価項目 1 入札価格（1）入札価格	- ■入札価格 「供給に要する費用を著しく下回らない範囲で入札価格を提案すること」との指示がありますが、その趣旨が評価点の計算式に一切反映されていないようにお見受けします。 仮に、不当廉売による「公正な競争の阻害」や「サービスの品質レベルの低下（特に導入支援などの人件費が発生する部分の）」の抑止が狙いのであれば、その趣旨を評価点に反映しない限り適切な効果が発揮されない恐れがございます。 むしろ、参加者が評価項目に記載されている指示（供給に要する費用を著しく下回らない範囲で入札価格を提案すること）に従うと不利になり、指示を無視すると有利になるという不公平に、図らずも繋がりがありません。特に、本プロポーザルの評価点は「価格」の比重が大きいため不当廉売への誘惑が大きいかと存じます。 上記趣旨の効果を確実に発揮させるために、また、各参加者を文面の解釈に惑わされずに公平な条件にて競争させるために、その趣旨を評価指標に多少なりとも反映させることが必要かと存じますが如何でしょうか。 一例ではございますが、他の自治体における実例として「予定価格の60パーセントを下回る提案額の場合は、一律に予定価格の60パーセントの提案額と同一の評価点とする。」といった一文が存在しますので、その一文を加える微修正でも十分かと存じます。	公平性の観点から、（明らかな誤字等を除き）事象者からの提案や指摘をもって評価項目を修正することはありえません。よって、供給に要する費用を著しく下回らないと貴社が説明できる範囲で提案いただければ構いません。サービスの品質は他の項目で評価し、提案内容は契約上の拘束力を持ちます。 なお、共同調達を実施する意義として、府域でスケールメリットを発揮することで人口規模の小さい団体や財源に余裕のない団体であっても府内全市町村が安価にDXを推進することができる環境を整え、ひいては住民QoL（生活の質）の向上や府民が享受できるサービスの格差解消につなげていくことを目的としており、価格も重要な要素と考えております。
32	■06_評価項目 1 入札価格（2）10年分の月額利用料（ランニング加算）	- ■10年分の月額利用料（ランニング加算） 評価点の計算式につきまして、小数点以下の処理（小数点第一位を切り捨て、小数点第一位を四捨五入等）を含め、正確にご教示いただけますでしょうか。	小数点第2位を四捨五入します。
33	■06_評価項目 1 入札価格（2）10年分の月額利用料（ランニング加算）	- ■10年分の月額利用料（ランニング加算） 「(1) 入札価格」におけるご指示とは異なり、当項目には「供給に要する費用を著しく下回らない範囲で入札価格を提案すること」の指示がございません。本項目についても、明示はされていないものの「(1) 入札価格」と同様に、「供給に要する費用を著しく下回らない範囲で入札価格を提案すること」を遵守すべきでしょうか。あるいは、本項目については「(1) 入札価格」と異なり意図的に「月額1円」等の廉売を許容する意図でしょうか。 前者の意図である場合は、併せてその趣旨を評価点に反映する微調整を加えて頂けると幸いです。	「(1) 入札価格」において初期費用と月額利用料を総合的に見ることを想定しており、それ以上の意図はありません。 公平性の観点から、（明らかな誤字等を除き）事象者からの提案や指摘をもって評価項目を修正することはありえません。

※質問内容に具体的なサービス名が含まれる場合は該当箇所を削除しています。